

北海道新幹線利用促進プロモーション事業委託業務処理要領

1 委託業務の名称

令和5年度北海道新幹線利用促進プロモーション事業委託業務

2 委託業務の目的

北海道新幹線の利用促進を図るため、津軽海峡交流圏（青森県と道南地域）内のそれぞれの地域が持つ魅力や特色の認知度向上や圏域内の一体感の醸成を図るとともに北海道新幹線の魅力や利点をPRすることを目的に、青森県内のイベント会場におけるPR活動と新聞広告による利用促進を実施する。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和6年（2024年）1月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) クリスマスマーケット in アスパムにおけるPR活動

① 会場 青森県観光物産館アスパム（青森県青森市安方1丁目1-40）

② 実施日 開催期間（R4実施期間12月9日から25日）のうち1日

③ 実施時間 13:00から20:00

④ 実施内容

○PRブースを設置し北海道新幹線の利点や道南地域の魅力を発信

- ・北海道新幹線のパネル展示を実施。
- ・ガラポン抽選の実施。

○ステージイベントにおける利用促進プロモーション

- ・ステージ上でのキャラクター（どこでもユキちゃん、マギユロウ等）を活用したイベント（司会者の進行による道南地域の魅力発信）の実施。（3回）
- ・施設内でのキャラクターグリーティングの実施。（3回）

⑤ 受託者が実施する業務

○企画立案（開催内容詳細の調整、日程の調整）

○開催準備（出演キャラクターの調整、ステージイベント機材等の確保、会場案内板・サインボードの作成）

○運営（会場設営、当日のイベント運営）

○啓発物等の準備

【委託者が用意】

- ・展示用パネル：8枚
- ・どこでもユキちゃん着ぐるみ：1体
- ・マギユロウ着ぐるみ：1体

【受託者が用意】

- ・下記の「(2) 啓発物の作成」により用意する啓発物一式

- ・当日のイベント運営において必要となる（委託者が用意する者を除く）資機材一式

⑥ 実施にあたっての留意事項

当日の運営体制は、受託者側スタッフ8名以上で実施すること。

〔 運営責任者（1名）、着ぐるみ対応（2名）、着ぐるみアテンド（2名）、PRブース（2名以上）、ステージイベント司会者（1名） 〕

(2) 啓発物の作成

① PRフライヤー

○仕様 A4（両面）、フルカラー

○枚数 日本語版 2,500枚

英語版 500枚

○掲載内容

- ・キャラクターを活用した北海道新幹線利用の呼びかけ及び道南地域の食（グルメ）の情報を掲載する。
- ・上記の情報に加え、新幹線を利用することの魅力、利点や新函館北斗駅、木古内駅、函館駅への所要時間、料金、乗換方法等のアクセス情報を掲載する。
- ・「どこでもユキちゃん・マギユロウ」等キャラクターのイラスト・写真、新幹線（H5系はやぶさ）の画像等を使用したデザインとする。

② ペーパークラフト

○仕様 A4（片面）、フルカラー【既存データ活用可】

○枚数 1,000枚

③ オリジナルポリ袋（220×350mm、片面フルカラー）

○仕様 220×350mm、片面フルカラー

○枚数 1,500枚

○デザイン 新幹線（H5系はやぶさ）、どこでもユキちゃんを掲載、デザイン案は受託者が作成すること。

④ コットントートバッグ

○仕様 450×370×140mm、片面フルカラー

○枚数 50枚

○デザイン 新幹線（H5系はやぶさ）、どこでもユキちゃんを掲載、デザイン案は受託者が作成すること。

(3) 新聞広告デザイン制作・掲載

① 仕様 半5段・モノクロ

② 掲載紙 青森県内において発行している朝刊紙3紙

③ 掲載日 令和5年12月のうち、1日間（4（1）に掲げる「クリスマスマ

マーケット in アスパムにおけるPR活動」の実施日前)

- ④ 掲載内容 北海道新幹線の利用促進に係る新幹線の利点や道南地域の魅力の発信及び4(1)に掲げる「クリスマスマーケット in アスパムにおけるPR活動」の周知。

⑤ 受託者が実施する業務

- 掲載紙面の確保
- 掲載枠内のデザイン、レイアウト
- 新聞社への持ち込み、掲載指示

5 環境配慮等

事業の実施に当たっては、会場の選定、使用する資材や制作する物品等について環境配慮に努めること。

6 実績報告書の作成及び提出

PR活動の実施状況及び啓発物の作成、新聞広告掲載紙面等の当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書(2部)及びその電子媒体(CDもしくはDVD1部)を作成し、提出すること。

7 提出先

北海道札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁本庁舎3階
北海道総合政策部交通企画課

8 業務処理責任者

受託者は委託契約後、委託業務の処理を担当する業務処理責任者を定め、書面により委託者へ通知すること。

9 著作権等の扱い

- (1) 啓発物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、委託者が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 啓発物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 作成された啓発物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

10 業務処理計画

受託者は委託契約後、実施スケジュール等を記載した業務処理計画書を速やかに委託者へ提出し、委託者の承認を受けること。

11 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、道と十分協議したうえで行うこと。

- (2) この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議のうえ定める。
- (3) 受託者は、本要領に疑義が生じたとき、本要領により難い事由が生じたとき、あるいは本要領に記載のない細部については、業務担当員と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 啓発物の完成後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について随時報告を求めることができるものとする。
- (6) 個人情報の保護については、北海道個人情報保護条例に規定する内容を遵守すること。